

京都大学における研究資源アーカイブに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、<u>渉外部渉外企画課</u>において行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、<u>総合博物館事務室</u>において行う。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成25年6月25日から施行する。</p>